

準文書及び証拠説明書の記載について

1 準文書について

準文書（写真，録音・録画 CD 等）を証拠として提出する際には，撮影，録音，録画等の対象，日時，場所が明らかになるように記載する必要があります（民訴規則 148 条）。また，撮影（録音）者についても，実務上，記載を求めていますので記載するようにしてください。

なお，写真を証拠とする場合は，写真そのものを準文書として提出する方法の他に，写真撮影報告書の形でまとめることで，通常の文書として提出する方法があります。写真撮影報告書を証拠とする際には，証拠説明書に，撮影の対象，日時，場所を記載する必要はありませんが，写真撮影報告書自体には撮影の対象，日時，場所，撮影者を表示する必要がありますのでご注意ください。

また，会話等の録音媒体については，まずは反訳書面のみを書証とし，反訳書面の正確性を確認してもらうための録音媒体の複製を相手方（代理人）に事実上送付してください。そして，争点整理手続の中で，反訳書面のみならず，録音媒体そのものの再生が本当に必要かどうかを協議してください。

2 各種証拠の標目の記載例について

標目の記載につき，迷うことの多いと思われる種類の証拠について標目の記載例を紹介しますので，参考にしてください。

(1) 電子メールを印刷した書面

記載例：「メール（件名「〇〇」）を印刷した書面」

(2) スマートフォン等の対話型アプリケーション等におけるメッセージのやりとりを印刷した書面

記載例：「〇〇と〇〇の間のメッセージを印刷した書面」

(3) ウェブページを印刷した書面

記載例：「「〇〇」と題するウェブページを印刷した書面」

(4) 書籍の抜粋（奥付のページを末尾に添付してください。）

記載例：「書籍（〇〇（←書籍名））の抜粋（〇ページから〇ページまで）」

3 作成年月日，作成者の記載について

電子メール，画像データ，ウェブページ等の電子情報を印刷した書面を書証とする際は，原本写しの別は原本，作成者及び作成年月日については，電子情報自体の作成者及び年月日を記載してください。

ただし，文書の種類によっては必ずしもこのように整理できないものもありますので，記載に迷うことがありましたら札幌家庭裁判所人事訴訟係にお問い合わせください。